

香南地域の道の駅に係る官民連携再整備事業
基本協定書（案）

令和 8 年 3 月

高松市

【代表企業】

【構成員】

目次

第1条	(目的及び解釈)	3
第2条	(基本的合意)	4
第3条	(当事者の義務)	4
第4条	(準備行為)	4
第5条	(事業契約の締結)	4
第6条	(事業契約の不成立)	5
第7条	(運営権の設定)	5
第8条	(業務の委託・請負)	6
第9条	(秘密保持)	6
第10条	(権利義務の譲渡等)	6
第11条	(協定の変更)	6
第12条	(準拠法及び管轄裁判所)	7
第13条	(有効期間)	7
第14条	(疑義に関する協議)	7

香南地域の道の駅に係る官民連携再整備事業（以下「本事業」という。）に関し、高松市（以下「発注者」という。）と●●●（以下「受注者 1」という。）、●●●（以下「受注者 2」という。）（受注者 1 を代表企業、受注者 2 を構成員とする法人グループについて、以下「受注者」という。）は、香南地域の道の駅に係る官民連携再整備事業募集要領（以下「募集要領」という。）第 8 の 1 の規定に基づき、次のとおり、香南地域の道の駅に係る官民連携再整備事業基本協定書（以下「本基本協定書」という。）を締結する。

なお、本基本協定書に定めるもののほか、発注者と受注者の協議により、確認事項を定めることができる。

（目的及び解釈）

第 1 条

- 1 本事業は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）第 14 条第 1 項及び第 2 項に基づき、実施契約及び公共施設等運営権実施契約に従って実施されるものである。本基本協定書は、本事業に関して発注者が実施した公募型プロポーザル方式による募集において、受注者が優先交渉権者として決定されたことを確認し、発注者と受注者との間において本事業の実施に関する事業契約（以下「事業契約」という。）の締結に向けて、発注者及び受注者双方の義務について必要な事項を定めるものとする。
- 2 本基本協定書において用いられる語句は、次の各号に掲げるもの及び本文中において特に明示されているものを除き、発注者が令和 7 年 10 月 29 日付けで公表した募集要領及び香南地域の道の駅に係る官民連携再整備事業業務要求水準書（以下「業務要求水準書」という。）において定められた意味を有するものとする。
 - （1）「事業提案書」とは、受注者が発注者に提出した本事業の実施に係る企画提案書一式をいう。
 - （2）「本事業開始予定日」とは、令和 10 年 4 月 1 日をいう。
 - （3）「運営権」とは、PFI 法第 2 条第 7 項に定める公共施設等運営権をいう。
 - （4）「各業務」とは、募集要領及び業務要求水準書に定める、本事業に係る業務を個別に又は総称していう。
 - （5）「業務委託請負先」とは、本事業に係る各業務の一部を受注者から直接受託し又は請け負うその他第三者をいう。
 - （6）「代表企業」とは、受注者のうち、構成員の中から定める応募手続きを代表して行うとともに、事業全体を統括する企業をいう。
 - （7）「構成員」とは、受注者のうち、応募法人グループを構成する企業で、代表企業以外の本事業に係る契約等の締結主体となる企業をいう。
- 3 本基本協定書における各条項の見出しは、参照の便宜のためであり、本基本協定書の各条項の解釈に影響を与えるものではない。

- 4 本基本協定書で規定される法令等につき改正又はこれらに替わる新たな制定が行われた場合には、当該改正又は制定後の法令等が本基本協定書に適用される。

(基本的合意)

第2条

- 1 発注者及び受注者は、本事業に関して発注者が実施した公募型プロポーザル方式による募集において受注者が優先交渉権者として決定されたことを確認する。
- 2 受注者は、募集要領及び業務要求水準書の内容を十分に理解し、これに同意したこと及び内容を遵守の上、発注者に対し事業提案書に基づく提案を行ったものであることを確認し、当該提案を誠実に履行するものとする。

(当事者の義務)

第3条

- 1 発注者及び受注者は、本事業に関する事業契約の締結、運営権の設定に向けて、それぞれ誠実に対応しなくてはならない。

(準備行為)

第4条

受注者は、事業契約の締結前であっても、自己の費用と責任において、本事業の実施に関し必要な準備行為を行うことができ、発注者は、必要かつ可能な範囲で、受注者に協力するものとする。

(事業契約の締結)

第5条

- 1 発注者及び受注者は、本基本協定書締結後、本事業開始予定日までに、募集要領や業務要求水準書に記載された条件及び事業提案書に基づき、事業契約の仮契約が締結されるよう対応するものとする。
- 2 受注者は、発注者に対し、事業提案書で提案した運営権対価額の支払いについて事業契約に規定することを承諾するものとする。
- 3 発注者及び受注者は、事業契約の仮契約が、PFI 法第 12 条に規定する高松市議会の議決を取得した日に本契約として成立することを確認する。
- 4 受注者は、発注者から請求があった場合には、速やかに事業提案書の詳細を明確にするために必要な資料、その他一切の書面及び情報を提供するものとする。
- 5 発注者は、事業契約の締結がなされる前に受注者に次の各号に定める事由が生じたときは、事業契約を締結しないことができる。
 - (1) 本事業に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 49 条の規定による公正取引委員会の排除措置命令が確定したとき。
 - (2) 本事業に関して、受注者の役員又は使用人に刑法（明治 40 年法律第 45 号第 96 条の 6（公契約関係競売等妨害）又は同法第 198 条（贈賄）の規定による刑が確定したとき。

- (3) PFI 法第 9 条に規定する欠格事由に該当したとき。
 - (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定による参加資格の制限又は発注者の指名停止要項に掲げる措置要件のいずれかに該当したとき。
 - (5) 偽りその他不正の方法により募集要領に基づく選定手続において優先交渉権者として選定されたとき。
- 6 発注者及び受注者は、事業契約締結後において、本事業の遂行に向けて協力し取り組むものとする。

（事業契約の不成立）

第 6 条

受注者の責めに帰すべき事由により、事業契約の締結に至らなかった場合の費用負担等については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本基本協定書の締結以降において発注者及び受注者が本事業の準備に関して支出した費用は、原則として受注者が負担する。
 - (2) 発注者は、前項の費用のほか、事業契約の締結に至らなかったことによる損害を受けたときは、受注者に対してその損害を請求することができるものとし、受注者は、当該請求を受けたときは、これを支払わなければならない。
- 2 発注者の責めに帰する事由により、事業契約の締結に至らなかった場合、既に発注者及び受注者が本事業の準備に関して支出した費用の負担は、発注者と受注者の協議によって決定するものとする。
- 3 発注者及び受注者のいずれの責めにも帰すことのできない事由により、事業契約の締結に至らなかった場合は、既に発注者及び受注者が本事業の準備に関して支出した費用その他の損害又は増加費用については、各自これを負担するものとして相互に債権債務の生じないことを確認する。

（運営権の設定）

第 7 条

- 1 発注者は、事業契約の締結後速やかに、募集要領に定める施設及びその周辺敷地（ただし、募集要領に定める運営権の設定対象外とする県所有 C、駐車場 D、敷地 E の敷地部分を除く。）に対し、次に掲げる条件の全てが成就することを条件として、PFI 法第 16 条に規定する運営権を設定するものとする。
- (1) 事業契約、募集要領、業務要求水準書及び事業提案書に基づき、本事業における施設整備業務が完了していること。
 - (2) 運営権の設定に当たり、発注者において、PFI 法第 19 条第 4 項の規定による議会の議決を経ていること。
- 2 第 1 項に定める条件が全て成就した場合、発注者は受注者に対し、運営権設定書を交付し、運営権を設定する。この場合、受注者は、自らの費用により、PFI 法第 27 条に規定する公共施設等運営権登録簿の登録に必要な手続きを行うものとし、発注者はこれに

協力するものとする。

(業務の委託・請負)

第8条

- 1 受注者は、本事業に係る各業務の全部を一括して第三者に委任、若しくは請け負わせてはならない。ただし、各業務の一部について、あらかじめ市の承認を得た場合についてはこの限りではない。
- 2 前項により、本事業に係る各業務の一部を受注者から直接受託し又は請け負う業務委託請負先は、当該業務を誠実に実施しなければならない。

(秘密保持)

第9条

- 1 発注者と受注者は、相手方当事者の事前の書面による承諾なくして、本基本協定書に関する情報（本事業を実施する上で知り得た秘密を含む。）を第三者に開示してはならず、本基本協定書の履行又は本事業の実施の目的以外には使用してはならない。
ただし、既に自ら保有していた情報、既に公知の事実であった情報、その取得後自らの責めに帰さずして公知になった情報及びその取得後正当な権利を有する第三者から何らの秘密保持義務を課せられることなしに取得した情報を除く。
- 2 前項の規定にかかわらず、発注者及び受注者は、次に掲げる場合に限り、本基本協定書に関する情報を開示することができる。
 - (1) 当該情報を知る必要のある発注者又は受注者の役員、従業員、弁護士、公認会計士、税理士その他の専門家に対して、発注者及び受注者と同等以上の秘密保持義務を負うことを条件として開示する場合。
 - (2) 当該情報を知る必要のある業務委託請負先、若しくは本事業に関して受注者に融資等を行う金融機関等又はこれらの者の役員、従業員、弁護士、公認会計士、税理士その他の専門家に対して、発注者及び受注者と同等以上の秘密保持義務を負うことを条件として開示する場合。
 - (3) 法令等又は裁判所、監督官庁若しくはその他の公的機関（金融商品取引所、金融商品取引業協会を含む。）の命令により開示を求められた情報を開示する場合。

(権利義務の譲渡等)

第10条

受注者は、発注者の事前の書面による承諾を得た場合を除き、本基本協定書上の地位並びに本基本協定書に基づく権利及び義務を、第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又は担保に供することその他一切の処分を行ってはならない。

(協定の変更)

第11条

本基本協定書は、発注者及び受注者の書面による合意がなければ、これを変更することができない。

(準拠法及び管轄裁判所)

第 12 条

本基本協定書は日本国の法令に従い解釈されるものとし、本基本協定書に関する一切の紛争については、高松地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

(有効期間)

第 13 条

- 1 本基本協定書の有効期間は、別段の合意がある場合を除き、本基本協定書の締結日から事業契約に定める本事業の終了の日までとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、本基本協定書の規定に従い、事業契約が解除され若しくは事業契約が締結に至らなかった場合には、発注者又は代表企業が相手方に対して書面で通知することにより、本基本協定書の有効期間は終了する。
- 3 前二項の規定にかかわらず、次の各号（ただし、第 2 項の規定に従って又は発注者及び受注者の合意により、本基本協定書の有効期間が終了する場合については第 1 号、第 2 号及び第 4 号に限る。）に掲げる規定の効力は、本基本協定書の有効期間の終了後も存続するものとする。

(1) 第 6 条

(2) 第 9 条

(3) 第 12 条

(4) 本条

(疑義に関する協議)

第 14 条

本基本協定書に定める事項や解釈について疑義を生じた場合、又は本基本協定書に定めのない事項については、発注者と受注者で協議の上、これを定めるものとする。

以上を証するため、本基本協定書 2 通を作成し、発注者及び受注者記名押印の上、各自 1 通（構成員はその写し）を保有する。

令和●年●月●日

発注者 高松市
高松市長 大西 秀人

受注者

【代表企業 受注者 1】住所
法人名
代表者名

【構成員 受注者 2】住所
法人名
代表者名